

東労基発0410第3号
令和7年4月10日

公共工事等発注機関の長 殿

東京労働局労働基準部長

令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

東京労働局管内における建設業における死亡災害発生状況を見ると、令和6年の死亡者数（令和7年4月速報）は11人となっており、前年同期の17人と比べ6人減少し、大きく減少となる見込みであるものの、全産業に占める割合は死亡者数34人のうち32.4%となるなど、依然として高い状況を継続しています。

厚生労働省では、従前より、労働安全衛生法令に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」に定める各種施策を実施することにより、建設業における安全衛生活動の促進等を図ってきたところですが、労働災害の着実な減少に向け、更なる労働災害防止対策の推進が求められています。

このため、東京労働局では、別添の留意事項に基づき、建設業における安全衛生対策の推進を図ることとしました。

つきましては、別添の留意事項を直轄工事における受注者、関係団体その他の建設工事関係者に対して御周知されること等により、引き続き、令和7年度における建設業の安全衛生対策の推進に特段の御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願いいたします。